

インターネットドメイン管理弁法(パブコメ版)について

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約と結論>

工業情報化部が「インターネットドメイン管理弁法」の改定に向け、パブリックコメントを募集している。実に 12 年ぶりの改定で、新たに DNS サービスやデータセンター事業者を対象としたほか、「.CN」「.中国」を国家トップドメインと定めている。

国内外で論争を引き起こしている第三十七条では、インターネット接続サービス (ISP) 事業者に対し、海外で取得したドメインに接続サービスを提供しないよう求めている。しかし、かねてより中国のレジストラでドメインを新規取得あるいは移管しなければ WEB サイトが開設できないケースは多々あり、運用でカバーしていたルールがようやく明文化されたともいえる。直近の実務と今回の規定の内容は大きくかい離してはいることから、修正がなされない場合でも大きな影響はないものとみられる。

1. およそ 12 年ぶりの改定

工業情報化部は 2016 年 3 月 25 日、「インターネットドメイン管理弁法(修正意見募集稿)(互联网域名管理办法(修订征求意见稿))」を発表した。4 月 25 日まで、パブリックコメントを受け付けている。

同弁法の現行規定は 2004 年 12 月 20 日に改定施行された「中国インターネットドメイン管理弁法(中国互联网络域名管理办法(信息产业部令第 30 号))」で、改定されれば実に 12 年ぶりとなる。先日施行された「ネットワーク出版サービス管理規定」も 14 年ぶりの改定だった。

今回公表されたパブコメ版では、新たに DNS サービスを対象に追加したほか、ルートサーバーやドメインサーバーの運用機構(データセンター事業者が該当すると思われる)の設立条件や手続き、日常の運用管理体制についても規定し、現行では情報産業部



<http://www.miit.gov.cn/n1146285/n1146352/n3054355/n3057254/n3057260/c4683105/content.html>



(現、工業情報化部)の批准が必要であるところ、工業情報化部あるいは省・自治区・直轄市にある通信管理局の当該許可が必要としている。またドメインにまつわる争議を規定した第四章が削除され、代わりに監督検査の条項が追加された。特に新たに追加された第三十七条が国内外で論争を引き起こしており、どのような議論がなされるのか注目される。

2. 第三十七条

パブコメ版では第三十七条において、インターネット接続サービス(ISP)事業者に対し海外で取得したドメインに接続サービスを提供しないよう求めている。

第三十七条 在境内进行网络接入的域名应当由境内域名注册服务机构提供服务，并由境内域名注册管理机构运行管理。

在境内进行网络接入、但不属于境内域名注册服务机构管理的域名，互联网接入服务提供者不得为其提供网络接入服务。

【参考訳】国内でネットワークに接続するドメインは、国内のドメイン登録サービス機構よりサービスの提供を受けなければならない、国内のドメイン登録管理機構により管理される。

国内でネットワークに接続するが、国内のドメイン登録サービス機構の管理下ではないドメインについて、インターネット接続サービス提供者はネットワーク接続サービスを提供してはならない。

つまり、中国国内でWEBサイトを開設する際には、利用するドメイン名のレジストラ(ドメイン登録事業者)が中国国内になければならない。外資企業はもとより中国国内の事業者であっても、海外で取得したドメイン名ではWEB開設すらできないということの意味する(なお他の規定によって、中国でサービスを展開する際には、業務に関わるサーバー等を国内に設置する必要がある)。

上海報業集団のニュースメディア「澎湃新聞」などの報道によると、淘宝(Taobao)、百度(Baidu)、網易(NetEase)、天猫(Tmall)、搜狐(SOHU)など多くの有名企業のドメインは、いずれも海外で取得されたもので、影響を受ける中国企業は意外に多いとみている。一方で、ITアナリストの中には「第一の目的は海外でドメインを取得したいいわゆる不良サイトを一掃するため、第二に中国語ドメインを普及させるため、第三に海外企業が中国で事業拡大する場合の最善策を中国企業との合併合作にするため」と分析する者や「中

国のドメイン管理のセキュリティレベルは低すぎる。常にハッカーの攻撃を受けていることが証明している」と新規の内容を批判し、海外でドメインを管理するメリットを



万網 <https://wanwang.aliyun.com>

を説く声もある。また新規が施行された場合、阿里巴巴集团(アリババ)が力を持ちすぎるとの懸念も出ている。中小レジストラの多くは阿里巴巴集团の万網を通じて登録していることから、今後ドメインが中国国内に移管されることになれば、ほとんどのドメインが阿里巴巴の管理下に置かれることになるというのだ。

3. 実務上は現在も移管必須

弊社では日本および海外の事業者からの依頼を元に、中国でのWEBサイト開設に関わる手続きを支援しているが、かねてより中国のレジストラへのドメインの移管あるいは新規取得が必要となるケースが散見されている。サイト公開にはICP登録(備案)が必要となるが、特に「.com」や「.net」のドメイン名については、レジストラが中国国内であることが実務的に求められており、海外レジストラのドメイン名をICP登録する手続きは極めて煩雑となっている。「.jp(日本)」「.kr(韓国)」といったccTLDと呼ばれるドメインなどでは、中国国内のサーバーで新たに利用することができない状況だ。

過去に実際に問題となったケースにはこのようなものがある。一つ目は、近い将来に中国国内でWEBサイトを開設することを目的に、先行して日本(あるいは欧米)のレジストラでドメインを取得していたケースだ。このケースでは、日本法人名で「.com」ドメインを取得していたため、中国のレジストラへの移管と、中国法人への所有者変更を同時に行う必要があった。手続きは滞りなく進んだものの、当初のスケジュールより1カ月以上遅れてのWEB公開となってしまった。

二つ目はさらに複雑で、すでに中国国外で利用していたドメインを用いて中国国内でCDNサービスを利用しようとしたケースだ。一般的には、アクセス元のIPアドレスから国・地域を判別し、中国からのアクセスであれば中国のCDNサービスを通じて配信することが可能となる。しかしこのドメインは日本法人の名義であることから中国でICP登録を行うことができず、さらにクライアント側の判断で中国法人の名義に変更す



ることや、中国のレジストラを利用することができなかった。このケースでは最終的に中国のレジストラで新たに別のドメインを取得することで、無事に CDN サービスを利用することができた。

二例目のように、すでに運用しているドメインを用いて中国のサーバーや CDN サービスを利用したいという相談は多い。しかし WEB サイトの設計や、どの URL をマーケティングに用いるかなどの検討が先に進んでいることも多く、ドメインの決定に際しては上記のケースにあたらなかなど十分な検討を行う必要があるだろう。

今回公表されたパブリックコメント募集稿の内容は、とりわけ外資企業にとって突然の規制強化と映るかもしれないが、弊社のこれまでの経験では、直近の実務と今回の規定にさほど大きな離はないように感じられる。今まで実務で補っていたルールが明文化されたにすぎない面が多分にあることから、新たに大きな影響があるものとは考えにくい。修正に至る動向を引き続き注視していく必要がある。

パブコメ版：互联网域名管理办法（修订征求意见稿）

<http://www.miit.gov.cn/n1146285/n1146352/n3054355/n3057254/n3057260/c4683105/content.html>

現行規定：中国互联网络域名管理办法（信息产业部令第30号）

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11294042/n11302360/11651925.html>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2016 年 4 月 4 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。

asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776